

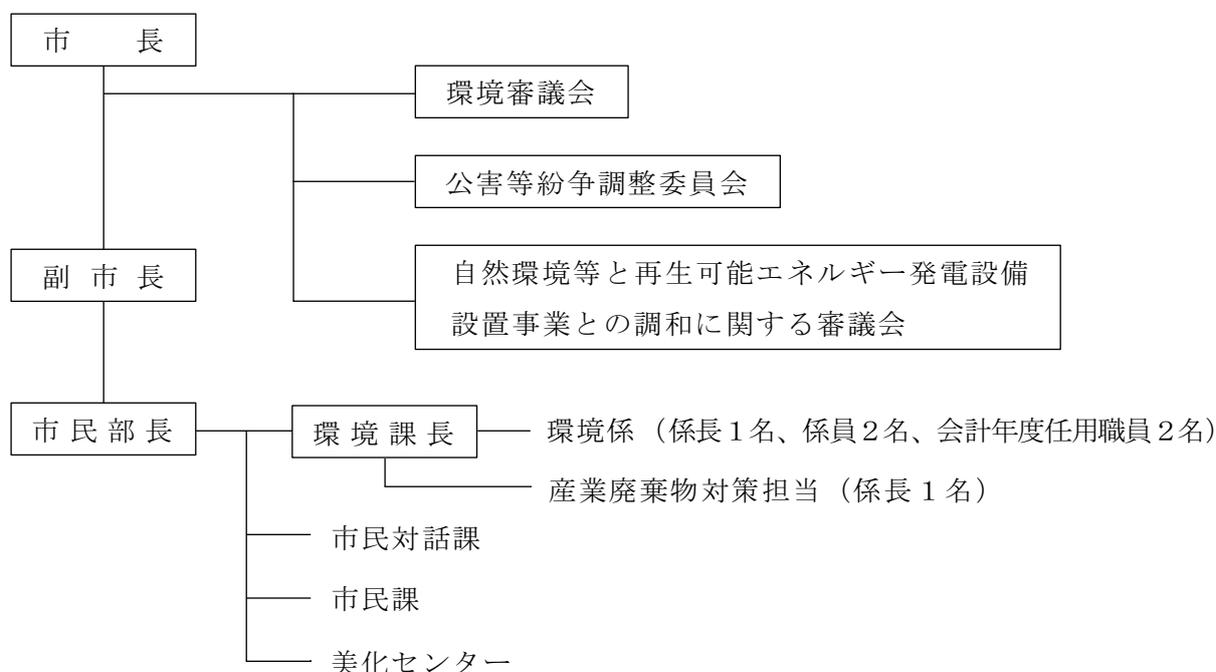
第 1 章

環境行政の概要

1. 機構及び分掌事務

本市における環境保全関係事務は、市民部環境課で所掌しているが、令和4年度の市民部機構及び環境課の主な所掌事務等の内容は次のとおりである。

(1) 機構図



(2) 分掌事務

- ① 環境基本計画に関すること
- ② 環境関係条例の運用調整に関すること
- ③ 環境審議会の運営に関すること
- ④ 環境保全思想の普及啓発に関すること
 - ・ 広報資料の作成
 - ・ その他の啓発活動
- ⑤ 公害審査及び技術指導に関すること
- ⑥ 公害苦情の処理に関すること
- ⑦ 環境保全協定の締結又は改廃に関すること
- ⑧ 調査分析に関すること
- ⑨ 公害等紛争調整委員会の運営に関すること
- ⑩ 公害関係団体の指導に関すること
- ⑪ レンタルルーム等指導要綱の運用に関すること
- ⑫ 自然環境等と再生可能エネルギーの調和に関すること

2. 環境保全関係予算

令和4年度における本市の環境保全関係（環境課執行分）当初予算の内訳は、次に示すとおりである。

環境保全関係当初予算内訳（人件費は除く）

（千円）

| 予算科目 | 報酬 | 報償費 | 旅費 | 需用費 | 役務費 | 委託料 |
|-------|-----|-----|-----|-------|-------|--------|
| 公害対策費 | 938 | 430 | 259 | 4,623 | 6,913 | 27,893 |

| 予算科目 | 使用料及び賃借料 | 備品購入費 | 負担金補助及び交付金 | 合計 |
|-------|----------|-------|------------|--------|
| 公害対策費 | 507 | 2,699 | 243 | 44,505 |

事業費内訳

（公害対策費）

| | |
|---------------|----------|
| ○環境調査事業 | 34,790千円 |
| ○公害測定機器等整備事業 | 2,700千円 |
| ○千種川等水質精密調査事業 | 3,500千円 |
| ○環境基本計画推進事業 | 1,280千円 |
| ○一般事務費等 | 2,235千円 |

環境保全関係当初予算の推移（人件費は除く）

（千円）

| 年度 | 平成元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 予算総額 | 45,417 | 45,551 | 56,059 | 92,298 | 74,514 | 111,133 | 43,199 | 51,753 | 50,271 |

| 年度 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算総額 | 50,061 | 60,663 | 78,377 | 53,610 | 45,550 | 47,114 | 45,637 | 41,379 | 35,982 |

| 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算総額 | 36,039 | 41,164 | 50,824 | 36,133 | 57,983 | 70,793 | 55,254 | 55,499 | 61,308 |

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算総額 | 63,697 | 60,476 | 56,673 | 48,698 | 50,131 | 45,147 | 44,505 |

3. 環境保全行政の取組

本市の環境行政については、昭和30年代の重化学工業の発展を中心とした高度成長期を迎え、大気汚染・水質汚濁などの産業公害による人の健康や生活環境への深刻な影響が懸念され、公害対策への積極的な対応が求められるようになり、昭和46年に「赤穂市環境保全条例」を制定し、環境問題に対応してきた。

その後、昭和60年代に入ると、環境に関する考え方の範囲やイメージは「都市環境の安全性」や「公害の防止」という範疇から文化的・歴史的環境の保全、さらには文化性や美観的要素を兼備した都市環境づくりが求められるようになった。

このような時代の潮流に対処していくため、より快適な生活環境の創造に向けて、本市固有の自然・歴史・文化資源を活かした総合的・計画的な環境施策を進めることが必要となり、まちとしての望ましい環境像を明らかにし、いわゆる「赤穂らしさ」を探究するまちづくりのガイドラインとなる「赤穂市環境管理計画」を平成元年度に策定した。

さらに、環境基本法及び循環型社会形成推進基本法の制定並びに「赤穂市総合計画」（平成12年度）の策定等を踏まえ、平成13年3月に「赤穂市環境基本条例」の全面改正を行った。同時に、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな行政の展開を図るため、「赤穂市環境管理計画」を全面改定し、新たに21世紀のまちづくりの指針となる「赤穂市環境基本計画」を策定した。

その後、予想を遥かに上回って進行する地球温暖化対策に市民・事業者・市が協働で取り組むため、平成21年3月にその道標となる「赤穂市低炭素戦略2020」（赤穂市地球温暖化対策地域推進計画）を策定するとともに、この計画との整合性を図るため、「赤穂市環境基本計画」の改訂を行った。平成28年3月、環境に係る社会情勢や国の政策動向、社会全体の環境政策の変化を反映し、本市の環境に係る情勢や施策動向の変化を反映するため、「赤穂市環境基本計画」の一部改訂を行った。

令和2年度には、令和3年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とし、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働により、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化するための指針として、「赤穂市環境基本計画」の改定を行った。改定にあたっては、これまでの基本目標を維持しつつ、気候変動対策に関する目標を新たに設け、地球温暖化対策実行計画としても位置づけた。

その後、国及び兵庫県において脱炭素への取組が加速する中、本市においては、令和4年7月20日の市長定例記者会見にて、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「赤穂市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。

4. 環境基本計画の概要

環境基本計画は、「赤穂市環境基本条例」に位置づけられた環境行政の基本方針を示すものであり、「赤穂市総合計画」に描かれたまちづくりの基本理念や都市像を環境面から実現するものでもあり、本市の環境行政の基本的指針としての性格を有するものである。

計画の期間は、令和3年度から令和12（2030）年度までとした。

(1) 本市がめざす環境の都市イメージ

市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化する都市をめざす。また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、施策を推進する。

『環境進化都市・赤穂』
～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～

(2) 環境都市のイメージ実現のための基本目標

「環境進化都市・赤穂」を実現するため次の6つの基本目標に沿って取組を進める。

- ① 最適消費と健全な循環のまち〔環境への負荷の低減〕
- ② 脱炭素社会への探求と適応のまち〔環境と成長の好循環〕
- ③ 自然と共生するまち〔生物多様性の維持〕
- ④ うるおいとやすらぎのあるまち〔多様で節度ある快適さの確保〕
- ⑤ 環境への取組を通じた活力のあるまち〔環境と産業との融合〕
- ⑥ 環境に配慮した人・社会のまち〔みんなが環境に学び・ともに育む〕

(3) 対象とする環境の範囲

この計画の対象とする環境の範囲は次の4分野とする。

| 分 野 | 環 境 の 項 目 |
|------|--------------------------------|
| 生活環境 | 大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、廃棄物、化学物質 など |
| 自然環境 | 多様な生態系(田畑、森林、水辺、生物など)、地形、地質 など |
| 快適環境 | 良好な景観、自然とのふれあい、歴史・文化資源 など |
| 地球環境 | 地球温暖化、海洋汚染、気候変動影響 など |

(4) 重点的に取り組むこと

本計画においては、計画全体を牽引（リード）するものとして、次の5つの重点施策テーマを掲げている。

- ① 清流千種川のために ―上流域との広域連携―
- ② 企業との協創の関係づくり ―澄んだ空・美しい夕日―
- ③ ぶらり赤穂のまち ―歩いて・自転車で楽しいまちづくり―
- ④ 足下からの地球温暖化対策 ―協働のライフスタイル―
- ⑤ 赤穂ゼロエミッション ―最少負荷のまちへ―

重点施策テーマと基本目標・施策体系との関連

| 基本目標・施策体系 重点施策テーマ | 1 最適消費と健全な循環のまち | 2 脱炭素社会への探求と適応のまち | 3 自然と共生するまち | 4 うるおいとやすらぎのあるまち | 5 環境への取組を通じた活力のあるまち | 6 環境に配慮した人・社会のまち |
|----------------------------------|-----------------|-------------------|-------------|------------------|---------------------|------------------|
| ① 清流千種川のために ―上流域との広域連携― | ◎ | | ○ | | | ○ |
| ② 企業との協創の関係づくり ―澄んだ空・美しい夕日― | | ◎ | | | ○ | ○ |
| ③ ぶらり赤穂のまち ―歩いて・自転車で楽しいまちづくり― | ○ | | | ◎ | ○ | |
| ④ 足下からの地球温暖化対策 ―協働のライフスタイル― | | ◎ | ○ | | | ◎ |
| ⑤ 赤穂ゼロエミッション ―最少負荷のまちへ― | ◎ | ○ | | | ◎ | ○ |

(◎：特に関連がある ○：関連がある)

5. 環境保全に関する普及・啓発

(1) 啓発活動等

環境に関する情報提供及び啓発を行うことにより市民の理解と協力を求め、環境保全に対する意識の高揚を図るため、広報活動に努めている。

- ・市ホームページ、広報などによる啓発
- ・赤穂こどもエコクラブだよりの発行
- ・市役所エントランスホールにゼロカーボンシティコーナーを設置

(2) 情報提供

① 環境関連ホームページの開設

環境基本計画の概要や環境行政への取組、環境に関するお知らせ等について広く市民に周知を図るため、市のホームページで環境用語の掲載、環境調査結果等の情報提供を行っている。

② 「赤穂の環境」の発行

赤穂市生活環境の保全に関する条例第4条第3項の規定により、毎年、赤穂の 대기、水質、騒音等の環境状況の調査結果をはじめとする環境保全対策事業について取りまとめた「赤穂の環境」を発行し、市民に市の環境状況や環境施策の概要について周知を図っている。また、平成15年度より環境基本計画の進捗状況について、年次報告を「赤穂の環境」で行っている。

③ 広報による情報提供

広報あこう等において、市民に身近な環境に関する情報提供を行っている。

6. 環境審議会

良好な環境の保全及び創造のための基本施策について審議を行う市長の諮問機関であり、赤穂市環境基本条例（平成13年赤穂市条例第12号）第19条の規定に基づく「赤穂市環境審議会規則」（平成元年赤穂市規則第28号）により組織し、運営している。

なお、会議の開催状況は次のとおりである。

赤穂市環境審議会開催状況

| 会議開催日 | 会議内容 |
|-----------|---|
| 令和4年8月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度版「赤穂の環境」（速報）の概要について ・「赤穂市ゼロカーボンシティ宣言」の表明について |

赤穂市環境審議会委員名簿

（令和5年3月31日現在）

| 委 嘱 区 分 | 委 員 名 |
|---------------|---|
| 学 識 経 験 者 | 渡 邊 節 雄（赤穂市医師会会長） 赤 井 高 之（相生・赤穂市郡歯科医師会赤穂支部長） 寺 田 晋一郎（赤相薬剤師会会長） ○中 村 隆 紀（元赤穂市市民部長） ◎萬 代 新一郎（司法書士） |
| 市 議 会 議 員 | 榑 悠 太 家 入 時 治 田 淵 和 彦 釣 昭 彦 |
| 市民組織の代表者 | 矢 野 英 樹（赤穂市自治会連合会会長） 中 村 文 代（赤穂市消費者協会会長） 笹 倉 明 王（赤穂労働者福祉協議会会長） |
| 産 業 界 の 代 表 者 | 梅 本 弘 幸（赤穂商工会議所副会頭） 谷 山 甫（赤穂市農業委員会会長） 平 田 一 典（赤穂市漁業協同組合参事） 金 谷 憲 司朗（赤穂環境保全協議会会長） 林 雄 一朗（赤穂青年会議所理事長） |
| 公 募 市 民 | 三 木 毅 栗 井 強 |
| 関係行政機関の職員 | 藤 田 伸 輔（赤穂健康福祉事務所長） 荒 谷 一 平（光都土木事務所長） 川 口 義 人（光都農林振興事務所長） 吉 村 陽（西播磨県民局県民交流室環境参事） 堀 井 昭 彦（赤穂警察署長） |
| 市 関 係 職 員 | 藤 本 大 祐（副市長） 高 原 秀 典（市民病院院長） 尾 崎 浩 司（消防長） |

（注）◎印は会長 ○印は副会長

7. 公害等紛争調整委員会

公害等生活環境に係る紛争の円滑な調整解決を図るため、赤穂市生活環境の保全に関する条例（平成元年赤穂市条例第15号）第70条の規定に基づき「赤穂市公害等紛争調整委員会規則」（平成元年赤穂市規則第29号）を制定し、これにより組織し、運営している。

令和4年度は、当委員会に調整申立の要請はなかった。

なお、会議の開催状況は次のとおりである。

赤穂市公害等紛争調整委員会開催状況

| 会議開催日 | 会議内容 |
|------------|---------------------------------------|
| 令和4年11月24日 | ・令和4年度版「赤穂の環境」の概要について ・公害苦情の概要について |

赤穂市公害等紛争調整委員会委員名簿

（令和5年3月31日現在）

| 区分 | 氏名 | 区分 | 氏名 |
|-------|-------|----|-------|
| 委員長 | 菅野新治 | 委員 | 関孝志 |
| 職務代理者 | 橋本龍男 | 〃 | 山本達也 |
| 委員 | 吉備徳治 | 〃 | 坂本謙二 |
| 〃 | 清山美千子 | 〃 | 山田和子 |
| 〃 | 沖知道 | 〃 | 古森雄三 |
| 〃 | 住所知之 | 〃 | 穂積世津子 |
| 〃 | 福井明彦 | | |

8. 自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成27年赤穂市条例第48号）は、恵まれた自然環境、歴史ある景観、安全安心な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用との調和を図ることを目的とし、一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置事業を実施するにあたり必要な事項を定めている。同条例第15条の規定に基づき、赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する審議会を組織し、運営している。

なお、令和4年度は、当審議会に諮問はなく、会議の開催はなかった。

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備 設置事業との調和に関する審議会委員名簿

（令和5年3月31日現在）

| 区 分 | 氏 名 | 区 分 | 氏 名 |
|-------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 有 田 伸 弘 | 委 員 | 吉 備 徳 治 |
| 委 員 | 友 廣 隆 宣 | 〃 | 矢 野 英 樹 |
| 〃 | 小 堀 豊 | | |

9. 環境保全協定の締結

(1) 環境保全協定の推移

本市においては、昭和44年度から行政指導として公害防止協定の締結を進めてきたが、昭和46年10月以降は、赤穂市環境保全条例（昭和46年条例第35号）の規定により、公害発生要素の高い企業を対象に市との公害防止協定の締結を義務づけた。

その後、昭和48年4月27日、市内主要企業18工場と改めて県・市・企業の三者間において地域ぐるみの公害防止協定を締結した。

さらに、NOx対策の強化及び総排出量規制の徹底等本格的な対策を推進するため、昭和51年6月に公害防止協定の全面改定を行った。昭和59年6月1日には、これら協定内容を再度見直し、名称も環境保全協定と改めた。

しかし、その後の環境問題の変化に対応するため、地球環境問題、循環型社会の形成、化学物質対策などの法整備も行われ、協定においても新たな対応が求められていることから、主要企業については平成17年度に自主的な環境保全活動等新たな枠組みを取り入れた見直しを行い、平成19年度及び平成20年度には環境管理の徹底や違反時の措置強化等について協定内容を見直し、改定を行った。

そのほか中小企業では、化学工業、生コン製造業、採石事業場、養鶏事業場、ゴルフ場と公害防止協定を締結しており、平成20年度には採石事業場、養鶏事業場について協定内容を見直し、改定を行った。

なお、現在、協定を締結している主要企業及び中小企業は30事業所となっている。

(2) 主要企業の環境保全協定の見直し

主要企業との環境保全協定については、各事業所における施設の現状を踏まえ、また、地球温暖化対策や情報公開等新たな課題に対応するため、事業所個別の協定値の見直しを含めた協定改定を平成17年度に行った。

平成19年度には協定締結事業所に対して環境保全意識の向上を図るため、改めて環境管理の徹底を促し、協定違反時の措置を強化する等、協定内容を見直し、改定を行った。

また、平成20年度には、協定締結後年数が経過し、操業や施設の状況等が協定締結時と変更を生じている事業所について、協定内容を見直し、改定を行った。

(3) 今後の動向など

主要企業の環境保全協定については、平成17年度、平成19年度及び平成20年度に改定を行っており、今後も引き続き必要に応じて協定の見直しを行うこととする。

なお、環境保全協定（一部公害防止協定も含む。）では、工場等の施設変更等を行おうとする場合、市への事前協議が必要となっており、令和4年度の事前協議は19件であった。

環境保全協定等の締結工場

(令和5年3月31日)

| 区 分 | 工 場 等 の 名 称 | 業 種 | 締 結 年 月 日 |
|-------------------------------|------------------------|-----------|--------------|
| 市との 二者協定 締結工場等 (18) | (株)豊工業所赤穂砕石所 | 採 石 | H28.11.15 改定 |
| | 金田砕石(有) | 〃 | H21. 2.25 改定 |
| | 奥村組砕石生産(株) | 〃 | 〃 |
| | 兵庫奥栄建設(株) | 〃 | 〃 |
| | 大和紡績(株) | ゴルフ場 | H 2. 1.29 改定 |
| | 赤穂開発(株) | 〃 | H 2. 1.29 |
| | タテホ化学工業(株)有年工場 | 化学工業 | S57. 5.31 改定 |
| | 赤穂生コン(株) | 生コン製造業 | S52. 6.29 |
| | 品川ゼネラル(株)東備事業所赤穂工場 | 土石製品製造業 | S52. 6.29 |
| | (株)デイリーエッグ有年農場 | 養鶏業 | H21. 2.25 改定 |
| | アース製薬(株) | 化学工業 | H29. 5.22 改定 |
| | (株)カンペ赤穂 | 塗料製造業 | H20. 3.25 改定 |
| | (株) MORESCO 赤穂工場 | 潤滑油製造業 | 〃 |
| | 富士フィルム和光純薬(株)播磨工場 | 化学工業 | 〃 |
| | ハヤシ アグロサイエンス(株) | 農薬製造業 | H27. 7. 1 |
| | (株)クリーン赤穂 | 産業廃棄物処理業 | H30.10. 2 |
| | 三菱電機(株)系統変電システム製作所赤穂工場 | 電気機械器具製造業 | H28.12. 1 |
| | 赤穂化成(株) | 化学工業 | H29.10. 1 |
| 県・市との 三者協定 締結工場 (12) | 関西電力(株)赤穂発電所 | 電気業 | H20.12.25 改定 |
| | 黒崎播磨(株)赤穂工場 | 窯 業 | H20. 3.25 改定 |
| | 高周波熱錬(株)赤穂工場 | 金属製品製造業 | 〃 |
| | 品川リフクトリーズ(株)西日本工場赤穂製造部 | 窯 業 | 〃 |
| | 住友大阪セメント(株)赤穂工場 | 窯 業 | 〃 |
| | 正同化学工業(株)赤穂工場 | 化学工業 | 〃 |
| | 太陽鋳工(株)赤穂工場 | 非鉄金属精錬業 | 〃 |
| | タテホ化学工業(株) | 化学工業 | 〃 |
| | DSL. ジャパン(株)赤穂工場 | 化学工業 | 〃 |
| | (株)日本海水赤穂工場 | 製塩業 | 〃 |
| | ロザイ工業(株)赤穂工場 | 窯 業 | 〃 |
| | (株)日本海水赤穂西浜バイオマス発電所 | 電気業 | H31. 1. 7 |

10. 赤穂環境保全協議会

本市では、公害防止対策の円滑化を図るため、昭和45年に企業の公害防止担当者を構成員とする「赤穂市主要企業公害担当者会議」を設置した。

昭和49年、地域ぐるみの公害防止協定の締結を機会に、企業の公害防止に対する責任体制をより明確にするため、会議構成員を各企業の公害防止管理者等へ改めるとともに、組織機能の充実による自主運営を進めるため事務局を赤穂商工会議所に置いた。

昭和60年、環境保全に関する社会的要求を尊重し、清潔で健康な都市づくりに寄与するため、公害防止対策の一層の強化と環境保全の自主的な推進を図ることを目的に、会議の名称を「赤穂市内主要企業環境保全協議会」と改めるなどした。

平成26年、「赤穂環境保全協議会」と名称を改め、現在、県・市と環境保全協定を締結している企業など19社が加入し、事業の推進に努めており、市としても当該協議会に対する公害対策、環境保全についての指導や活動の円滑な推進のための協力、アドバイスを行っている。

なお、当該協議会では、昭和49年以降地域の環境美化対策と快適な環境づくりのため、環境美化月間協賛行事として各種事業を継続実施しており、令和4年度には会員の環境活動についての情報共有や脱炭素経営に向けての研修会が行われた。

赤穂環境保全協議会会員企業

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| アース製薬(株) | タテホ化学工業(株) |
| 赤穂化成(株) | D S L . ジャパン(株)赤穂工場 |
| 関西電力(株)赤穂発電所 | (株)日本海水赤穂工場 |
| 黒崎播磨(株)赤穂工場 | (株)M O R E S C O 赤穂工場 |
| 高周波熱錬(株)赤穂工場 | 三菱電機(株)系統変電システム製作所 |
| 品川リフラクトリーズ(株)西日本工場赤穂製造部 | 桃井製網(株) |
| ジオマテック(株)赤穂工場 | (株)吉野工業所赤穂工場 |
| 住友大阪セメント(株)赤穂工場 | ロザイ工業(株)赤穂工場 |
| 正同化学工業(株)赤穂工場 | 富士フイルム和光純薬(株)播磨工場 |
| 太陽鋳工(株)赤穂工場 | |

1.1. 市内環境調査及び立入調査実施状況

(1) 環境調査

本市においては、昭和39年にPbO₂法による硫黄酸化物濃度、デポジットゲージ法による降下ばいじんの環境調査を開始したが、その後監視体制の整備を図り、現在では次に示すとおり環境の状況を広く継続的に調査を実施している。

環境調査実施状況

| 区分 | 測定対象 | 測定地点 | 地点数 | 備考 |
|------------|-----------|---|-----|------------------------------------|
| 大気汚染 関係 | 硫黄酸化物 | 加里屋(市役所)・塩屋・尾崎・ 坂越・天和・大津・高雄・ 有年・西有年(自排局) | 9 | 連続測定 |
| | 窒素酸化物 | 〃 | 9 | 〃 |
| | 浮遊粒子状物質 | 〃 | 9 | 〃 |
| | 微小粒子状物質 | 加里屋(市役所) | 1 | 〃 |
| | 光化学オキシダント | 加里屋(市役所)・有年 | 2 | 〃 |
| | 風向・風速 | 加里屋(市役所)・千鳥・塩屋・ 尾崎・坂越・天和・大津・ 高雄・有年・西有年(自排局) | 10 | 〃 |
| | 気象 | 有年 | 1 | 〃 |
| | 降下ばいじん | 加里屋(市役所)・千鳥・塩屋・ 尾崎・坂越・折方・天和・ 大津・高雄・有年 | 10 | 常時測定 |
| 水質汚濁 関係 | 河川水質 | 千種川7・長谷川1・新川1・ 加里屋川2・大津川2・塩屋川1・ 矢野川1・中ノ谷川1 | 16 | 年4回 (5, 8, 11, 2月) ※中ノ谷川のみ毎月 |
| | 海域水質 | 地先海域一円 | 11 | 年4回 (6, 9, 12, 2月) |
| 騒音関係 | 自動車騒音常時監視 | 幹線道路沿線 | 3 | 年1回(1月) |

(2) 立入調査

公害関係法令や環境保全（公害防止）協定に基づき適正に執行されているかどうか及び公害関係施設や管理組織体制等を確認するため、工場・事業場への立入調査を行っている。主な立入調査状況は次のとおりである。

| | |
|------------|-------|
| 工場排水調査 | 延 80件 |
| 使用燃料中硫黄分調査 | 延 11件 |
| 排出ガス調査 | 延 1件 |
| 工事完成認定調査 | 延 44件 |
| 帳簿書類等確認調査 | 延 18件 |
| 苦情立入調査 | 延 4件 |

また、特定建設作業現場及び特定開発事業現場については、必要に応じ立入調査を実施するとともに、一般環境状況確認のため環境パトロールや、空地の管理状況調査等も随時実施している。

① 市内工場立入調査

環境保全（公害防止）協定に基づき汚染物質排出量・濃度の自主測定及び測定結果の報告を求めている。これら測定結果報告については、協定値超過の有無について書類審査するとともに、工場に立入を行い生産施設の実態及び公害防止対策施設の管理状況、その他工場等の環境美化対策等について調査を行った。また、その審査・調査結果に基づき指導等を行っている。

② 市内工場排水調査結果

公共用水域の水質保全対策として、公共下水道や農業集落排水施設の整備を促進するとともに、工場等については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法等法令をはじめ、市の生活環境の保全に関する条例や環境保全協定等により排水規制の強化、徹底を図っている。

排水量が多い工場については、環境保全協定により、工場排水の自主測定と県・市への報告を義務づけている。

なお、令和4年度における工場排水の一斉立入調査結果（一般項目）は、次表に示すとおりである。

工場排水調査結果

| 工場名 | 項目 | 採水 年月日 | 時刻 | 水温 ℃ | pH | SS mg/L | COD mg/L | 大腸菌群数 個/cm ³ | 備考 |
|---------------------|----|-----------|-------|---------|-----|------------|-------------|----------------------------|----|
| アース製薬(株) 赤穂工場 | | R4.5.25 | 10:29 | 31.8 | 6.8 | <1 | 5.1 | 0 | |
| | | R4.7.27 | 10:51 | 35.2 | 6.7 | <1 | 2.5 | 0 | |
| | | R4.10.26 | 10:35 | 31.6 | 7.5 | <1 | 13 | 1 | |
| | | R5.2.22 | 10:30 | 21.1 | 6.7 | 1 | 3.3 | 0 | |
| アース製薬(株) 坂越工場 | | R4.5.25 | 10:04 | 22.8 | 7.4 | <1 | 3.0 | 0 | |
| | | R4.7.27 | 10:30 | 29.8 | 7.3 | <1 | 2.4 | 0 | |
| | | R4.10.26 | 10:10 | 17.7 | 7.5 | 3 | 4.5 | 0 | |
| | | R5.2.22 | 10:03 | 9.2 | 7.7 | 10 | 5.6 | 0 | |
| 赤穂化成(株) | | R4.5.25 | 9:58 | 28.9 | 6.8 | 8 | 2.9 | 2 | |
| | | R4.7.27 | 10:16 | 33.0 | 6.8 | 21 | 5.8 | 210 | |
| | | R4.10.26 | 9:54 | 24.4 | 7.4 | 16 | 4.3 | 0 | |
| | | R5.2.22 | 9:45 | 15.2 | 8.1 | 14 | 4.6 | 0 | |
| 関西電力(株) 赤穂発電所 | | R4.5.25 | 10:52 | 26.8 | 6.8 | <1 | 1.5 | 0 | |
| | | R4.7.27 | 11:41 | 36.0 | 7.0 | 1 | 1.7 | 0 | |
| | | R4.10.26 | 11:07 | 17.1 | 6.6 | <1 | 1.9 | 0 | |
| | | R5.2.22 | 10:55 | 22.9 | 6.7 | <1 | <0.5 | 0 | |
| 黒崎播磨(株) 赤穂工場 | | R4.5.24 | 9:44 | 19.0 | 7.6 | 2 | 4.7 | 20 | |
| | | R4.7.26 | 9:50 | 25.8 | 7.8 | 2 | 3.0 | 19 | |
| | | R4.10.25 | 9:54 | 16.5 | 7.7 | 5 | 7.1 | 63 | |
| | | R5.2.21 | 9:40 | 6.2 | 7.7 | 4 | 6.0 | 6 | |
| 高周波熱錬(株) 赤穂工場 | | R4.5.25 | 9:24 | 25.3 | 7.3 | <1 | 1.1 | 0 | |
| | | R4.7.27 | 9:53 | 29.5 | 7.3 | <1 | <0.5 | 0 | |
| | | R4.10.26 | 9:25 | 26.0 | 7.5 | <1 | 1.0 | 0 | |
| | | R5.2.22 | 9:21 | 22.8 | 7.4 | <1 | <0.5 | 0 | |
| 住友大阪セメント(株) 赤穂工場 | | R4.5.24 | 9:14 | 23.1 | 7.6 | 2 | 0.7 | 22 | |
| | | R4.7.26 | 9:19 | 28.1 | 7.8 | 2 | 0.5 | 8 | |
| | | R4.10.25 | 9:19 | 23.1 | 8.0 | <1 | 1.7 | 15 | |
| | | R5.2.21 | 9:10 | 17.1 | 7.6 | <1 | 0.9 | 0 | |
| 正同化学工業(株) 赤穂工場 | | R4.5.25 | 11:09 | 23.1 | 7.3 | 1 | 1.9 | 0 | |
| | | R4.7.27 | 11:17 | 23.7 | 7.7 | <1 | 0.9 | 11 | |
| | | R4.10.26 | 11:24 | 19.8 | 7.7 | <1 | 1.9 | 0 | |
| | | R5.2.22 | 11:10 | 18.3 | 7.6 | 2 | 1.0 | 0 | |
| 正同化学工業(株) 西沖工場 | | R4.5.25 | 11:20 | 33.9 | 7.1 | <1 | 27 | 0 | |
| | | R4.7.27 | 11:25 | 28.5 | 7.3 | <1 | 0.9 | 0 | |
| | | R4.10.26 | 11:31 | 29.8 | 7.5 | <1 | 5.0 | 2 | |
| | | R5.2.22 | 11:20 | 18.8 | 7.5 | <1 | 4.1 | 0 | |
| 太陽鋳工(株) 赤穂工場 | | R4.5.24 | 10:59 | 23.1 | 7.7 | 2 | 1.2 | 1 | |
| | | R4.7.26 | 11:08 | 23.5 | 8.0 | <1 | 1.1 | 0 | |
| | | R4.10.25 | 11:24 | 20.6 | 7.7 | <1 | 2.4 | 0 | |
| | | R5.2.21 | 11:05 | 19.5 | 7.6 | <1 | 1.7 | 0 | |

| 工場名 | 項目 採水 年月日 | 時刻 | 水温 ℃ | pH | SS mg/L | COD mg/L | 大腸菌群数 個/cm ³ | 備考 |
|--------------------------------|-----------------|-------|---------|-----|------------|-------------|----------------------------|----------|
| タテホ化学工業(株) 赤穂工場 | R4.5.24 | 10:27 | 33.1 | 7.0 | 6 | <0.5 | 0 | |
| | R4.7.26 | 10:35 | 40.2 | 7.1 | 1 | 1.4 | 0 | |
| | R4.10.25 | 10:45 | 37.4 | 7.0 | <1 | 2.3 | 0 | |
| | R5.2.21 | 10:30 | 25.4 | 7.1 | 2 | 1.5 | 0 | |
| DSL. ジャパン(株) 赤穂工場 | R4.5.24 | 10:41 | 28.9 | 7.0 | 2 | <0.5 | 1 | |
| | R4.7.26 | 10:50 | 28.6 | 7.5 | 3 | 1.4 | 46 | |
| | R4.10.25 | 10:59 | 18.8 | 7.7 | 1 | 2.2 | 7 | |
| | R5.2.21 | 10:44 | 24.0 | 7.4 | 2 | 1.3 | 0 | |
| (株)日本海水 赤穂工場 | R4.5.24 | 8:54 | 26.2 | 7.5 | 9 | 1.8 | 0 | |
| | R4.7.26 | 8:56 | 34.2 | 7.4 | 6 | 2.0 | 0 | |
| | R4.10.25 | 8:57 | 27.2 | 7.6 | 8 | 3.0 | 0 | |
| | R5.2.21 | 8:52 | 16.0 | 7.7 | 2 | 2.6 | 0 | |
| (株)カンペ赤穂 | R4.5.24 | 9:01 | 24.1 | 7.3 | 3 | 5.3 | 0 | |
| | R4.7.26 | 9:07 | 31.0 | 7.5 | 1 | 4.0 | 0 | |
| | R4.10.25 | 9:03 | 20.3 | 7.8 | <1 | 4.6 | 0 | |
| | R5.2.21 | 9:00 | 10.4 | 7.2 | <1 | 4.4 | 0 | |
| (株)MORESCO 赤穂工場 | R4.5.24 | 10:11 | 32.4 | 7.2 | <1 | 2.7 | 3 | |
| | R4.7.26 | 10:19 | 35.8 | 7.0 | <1 | 1.4 | 0 | |
| | R4.10.25 | 10:26 | 31.3 | 7.3 | <1 | 2.2 | 0 | |
| | R5.2.21 | 10:14 | 20.0 | 7.1 | <1 | 2.1 | 0 | |
| 三菱電機(株) 系統変電システム製作所 赤穂工場 | R4.5.24 | 9:58 | 21.1 | 7.7 | 2 | 2.7 | 7 | |
| | R4.7.26 | 10:04 | 28.1 | 7.7 | 2 | 2.3 | 3 | |
| | R4.10.25 | 10:12 | 19.0 | 7.7 | 3 | 3.2 | 0 | |
| | R5.2.21 | 9:59 | 8.8 | 7.2 | 3 | 2.6 | 1 | |
| 富士フイルム和光純薬(株) 播磨工場 | R4.5.24 | 9:26 | 20.9 | 7.2 | 5 | 2.7 | 0 | |
| | R4.7.26 | 9:32 | 27.9 | 7.5 | 2 | 1.7 | 0 | |
| | R4.10.25 | 9:36 | 18.3 | 7.7 | 1 | 1.5 | 0 | |
| | R5.2.21 | 9:25 | 8.2 | 7.4 | <1 | 1.3 | 0 | |
| 谷尾食糧工業(株) 赤穂工場 | R4.5.25 | 9:14 | 20.0 | 7.2 | <1 | 12 | 0 | BOD 2.1 |
| | R4.7.27 | 9:42 | 27.4 | 7.3 | <1 | 22 | 2 | BOD 3 |
| | R4.10.26 | 9:14 | 13.7 | 7.8 | <1 | 7 | 0 | BOD <0.5 |
| | R5.2.22 | 9:10 | 4.8 | 7.7 | <1 | 10 | 0 | BOD 2.6 |
| ハヤシアグロサイエンス(株) | R4.5.24 | 10:49 | 20.2 | 7.5 | 2 | 1.4 | 28 | |
| | R4.7.26 | 10:58 | 24.5 | 7.7 | 3 | 1.6 | 7 | |
| | R4.10.25 | 11:09 | 18.1 | 7.9 | 9 | 3.4 | 3 | |
| | R5.2.21 | 10:51 | 8.5 | 7.3 | <1 | 0.9 | 0 | |
| (株)日本海水 赤穂西浜バイオマス発電所 | R4.5.25 | 10:39 | 39.0 | 8.1 | <1 | 5.9 | 0 | |
| | R4.7.27 | 11:04 | 43.4 | 8.2 | 1 | 4.0 | 0 | |
| | R4.10.26 | 10:49 | 35.5 | 8.1 | <1 | 5.5 | 0 | |
| | R5.2.22 | 10:40 | 35.0 | 8.1 | 2 | 7.3 | 0 | |

③ 市内工場使用燃料中硫黄分調査結果

大気汚染物質排出量の低減を進めるため、兵庫県環境の保全と創造に関する条例や市の生活環境の保全に関する条例、環境保全協定により規制強化を図ってきた。近年、工場における低硫黄燃料の使用及び燃料使用量の減少に伴い、燃料燃焼に伴う硫黄酸化物の排出量は大幅に減少してきた。

令和4年度に工場における使用燃料中硫黄分の実態確認のため立入調査を実施したが、これら調査結果は次表に示すとおり県条例の基準を大幅に下回る良好な状況であった。

工場等の使用燃料中の硫黄分分析結果

| 工場名 | 採取年月日 | 燃料の種類 | 測定値S分(%) | 工場名 | 採取年月日 | 燃料の種類 | 測定値S分(%) |
|--------------|---------|--------|----------|-------------------|---------|-------|----------|
| アース製薬(株)坂越工場 | R5.1.26 | A | 0.08 | 住友大阪セメント(株)赤穂工場 | R5.1.26 | 再生重油 | 0.29 |
| アース製薬(株)赤穂工場 | R5.1.26 | A | 0.07 | | R5.2.13 | 石炭 | 0.35 |
| 関西電力(株)赤穂発電所 | R5.1.20 | 原油(1U) | 0.73 | 正同化学工業(株)赤穂工場 | R5.1.24 | A | 0.07 |
| | | 原油(2U) | 0.75 | (株)MORESCO赤穂工場 | R5.1.20 | A | 0.08 |
| 黒崎播磨(株)赤穂工場 | R5.2.8 | A | 0.07 | 富士フイルム和光純薬(株)播磨工場 | R5.1.30 | A | 0.08 |
| | | | | 谷尾食糧工業(株) | R5.2.16 | A | 0.08 |

④ 協定工場排出ガス調査結果

環境保全協定締結工場のばい煙発生施設の中から調査対象施設を選定し、対象施設の排出ガスについて、関係法令の届出値との比較を行った。調査の結果、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度等のすべての項目について、届出値の超過はなかった。

| 工場・施設名 | 調査年月日 | 調査項目 |
|---------------------|-------------|------------------------------|
| 太陽鋳工株式会社赤穂工場 キルン | R 5 . 2 . 3 | 硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、 ばいじん濃度 外 |

12. 環境関係法令等に基づく届出状況

(1) 赤穂市生活環境の保全に関する条例関係

赤穂市生活環境の保全に関する条例（平成元年条例第15号）に基づく、指定工場等及び指定家畜飼養施設の許可申請等については、令和4年度、工場・事業場の新規設置は5件、既設工場・事業場における生産設備及び公害対策施設の更新等変更は46件、指定家畜飼養施設の新規設置は1件であった。

生活環境の保全に関する条例に係る指定工場等設置・変更許可申請件数

| 区 分 | 設置許可申請 | 変更許可申請 |
|--------|--------|--------|
| 工 場 | 2 | 45 |
| 事 業 場 | 3 | 1 |
| 家畜飼養施設 | 1 | 0 |
| 計 | 6 | 46 |

注 家畜飼養施設は届出

指定工場等設置・変更許可申請の内訳

| 届 出 内 容 | 件 数 |
|---------------------------|-----|
| 工 場 新 設 | 2 |
| 事 業 場 新 設 | 3 |
| 生 産 設 備 等 の 増 設 | 10 |
| 公 害 対 策 施 設 の 増 設 | 2 |
| 生 産 施 設 の 更 新 等 変 更 | 22 |
| そ の 他 付 帯 施 設 の 更 新 等 変 更 | 12 |
| 計 | 51 |

一定規模以上の用地の造成等を行う特定開発事業の事前届出は、令和4年度、8件であった。

特定開発事業実施届出の内訳

| 届 出 内 容 | 件 数 |
|-----------------------------------|-----|
| 用 地 の 造 成 等 に 関 す る も の | 2 |
| 建 築 物 ・ 工 作 物 の 設 置 等 に 関 す る も の | 4 |
| 土 石 の 採 取 に 関 す る も の | 1 |
| 道 路 の 掘 削 工 事 に 関 す る も の | 1 |
| 計 | 8 |

(2) 赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例関係

赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成27年条例第48号）は、太陽光発電施設（発電出力50キロワット以上）又は風力発電設備（発電出力20キロワット以上）の設置事業について、事業着手の60日前までに協議を義務づけており、令和4年度に事前協議はなかった。

(3) 赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱関係

赤穂市小規模太陽光発電設備設置事業に関する指導要綱（令和3年3月25日訓令甲第12号）は、小規模太陽光発電設備（発電出力10キロワット以上50キロワット未満）の設置事業について、工事着手の14日前までに届出を義務づけており、令和4年度は4件（うち変更届出2件）であった。

(4) 赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱関係

赤穂市レンタルルーム等施設の建築等の規制に関する指導要綱（平成2年9月30日訓令甲第25号）は、レンタルルーム類似施設、パチンコ店及びゲームセンターの建築等について、事前協議を義務づけており、令和4年度に事前協議はなかった。

(5) その他公害関係法令

本市においては、公害関係法令のうち騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の規定に基づく届出の受理、兵庫県環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく騒音、振動及び悪臭に係る届出の受理、並びにばい煙、粉じん、汚水に係る届出の経由事務を行っている。

令和4年度の届出等の内訳は、次表のとおりである。

① 兵庫県条例に基づく特定施設届出数

| 種類 区分 | ばい煙 | 粉じん | 汚水 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 合計 |
|----------|-----|-----|----|----|----|----|-----|
| 設置 | 3 | 6 | 1 | 93 | 0 | 0 | 103 |
| 施設等変更 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 廃止 | 25 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 34 |

② 公害関係法令に基づく特定施設届出数

| 種類 区分 | 大気汚染 防止法 | 水質汚濁 防止法 | 瀬戸内法 | 騒音 規制法 | 振動 規制法 | ダイオキシン類 対策特別措置法 |
|----------|-------------|-------------|------|-----------|-----------|--------------------|
| 設置 | 2 | 1 | 2 | 58 | 6 | 0 |
| 使用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 施設等変更 | 1 | 3 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 廃止 | 0 | 6 | 0 | 1 | 0 | 0 |

③ 特定建設作業の実施届出状況

| 種類 区分 | くい打機等を使用する作業 | さく岩機を使用する作業 | 空気圧縮機を使用する作業 | 舗装版破碎機を使用する作業 | ブレーカーを使用する作業 | バックホウを使用する作業 | トラクターヨベルを使用する作業 | ブルドーザーを使用する作業 | 掘削機を使用する作業 | 解体作業又は破壊作業 | 合計 |
|------------|--------------|-------------|--------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|------------|------------|-----|
| 兵庫県条例によるもの | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | 123 | 14 | 140 |
| 騒音規制法によるもの | 2 | 37 | 4 | | | 0 | 0 | 1 | | | 44 |
| 振動規制法によるもの | 4 | | | 0 | 25 | | | | | 0 | 29 |

④ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請等

| 区分 | 特定施設設置許可申請 | 特定施設構造等変更許可申請 | 特定施設使用変更届出 | 代表者氏名変更届 | 特定施設使用廃止届 | 承継届 |
|----|------------|---------------|------------|----------|-----------|-----|
| 件数 | 2 | 4 | 1 | 6 | 0 | 0 |

⑤ 環境保全協定等に基づく事前協議件数

| 区分 | 大 気 | | 水 質 | 騒音・振動 | 産 廃 | その他 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|----|
| | ばい煙 | 粉じん | | | | | |
| 件数 | 1 | 8 | 4 | 0 | 5 | 1 | 19 |

(6) その他届出等

① 汚染物質等測定結果報告

県・市又は市と環境保全協定を締結している工場等については、汚染物質排出量・濃度等の自主測定をしなければならず、その自主測定結果の報告を年2回求めている。

② 光化学スモッグ緊急時対策削減計画書・報告書

緊急時対策措置要請対象工場・事業場16者は、兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱に基づき、光化学スモッグ予報発令時等の燃料使用量削減等の対応策の事前計画書を提出しなければならない。また、広報等の発令及び解除の通報は、県環境影響評価室から市及び対象工場にファクシミリを主体とした連絡網により行っている。なお、発令時の燃料使用量削減等の確認については、削減措置状況の報告を求めている。

13. 公害苦情の状況

(1) 公害等苦情の処理状況

令和4年度に市民から申出のあった公害等に関する苦情は、4件であった。また、前年度より繰り越した案件が1件あった。苦情内容及び対策措置については、下記のとおりである。

この他にも記載はしていないが、個人所有地での野外焼却や空地における雑草の繁茂等についての通報・相談があった。

苦情等があった際は、現場確認のうえ、発生元に対する適正指導等を行い、大半が解決に至っている。

苦情内容及び対策措置

| 種類 | 苦情発生地域 | 苦情内容 | 対策措置等 |
|------|--------------|--------------|---------------------|
| 大気汚染 | 木津 (調整区域) | 事業者による野外焼却 | 野外焼却の中止、廃棄物の適正処理を指導 |
| | 大津 (調整区域) | 事業場からの粉じんの飛散 | 施設の適正な管理を指導 |
| 騒音 | 御崎 (調整区域) | 建物改装工事による騒音 | 騒音に十分注意し、施工するよう指導 |
| 臭気 | 新田 (調整区域) | 肥料製作現場からの臭気 | 肥料の適正な管理を指導 |
| | 高野 (調整区域) | 牛舎、堆肥舎からの臭気 | 臭気対策の徹底を指導 |

